

意見のまとめ

会則改定案

- ・ 吉川：第 8 条の会費については、新会長のもとで、会報の発行など新事業を提案することを前提に会費の値上げ、正会員 4000 円、学生 1500 円を検討（提案）してはどうでしょう。機関、賛助会員の会費ともバランスでも値上げは妥当だと思います。
- ・ 吉川：第 10 条において、評議員の員数が若干名、かつ 11 条で会長推薦が若干名となっています。これでは会員の総意で選ばれる評議員を軽視するのようになります。細則で評議員数 20 名、会長推薦 4 名未満となっているので、実際には問題ないと思われませんが、親の会則に会長推薦に制限規定がないのは気になります。実数を書くか、あるいは評議員の 20%以下とするか、明記しておく方がよい。
- ・ 吉川：第 11 条において、“役員” が第十一条の最後に記載されていますが、評議員、会長以下この条に含まれる役職をすべて指すものと理解します。役員の定義が分かりやすいように、“以上の役員の任期は” と方がよい。
- ・ 吉川：第 11 条の役員任期の変更については、会長の任期を 3 年にすることに、少し抵抗を感じます。会が発足してしばらくは役員経験者が増える方がのぞましいので、2 期 6 年は、長すぎるように思う。
- ・ 小林：第 11 条の「会長推薦評議員」の決めるのはだれか？評議員会か総会？
- ・ 小林：第 11 条の「評議員により選出」は「評議員会により選出」に変更した方がよい。

細則改定案

- ・ 磯野：細則の第 3 条は「要項」でよいのではないか
- ・ 磯野：細則の第 8 条については、「選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を選出する」を「選挙管理委員は互選により選挙管理委員長を選出する」とした方がよい。
- ・ 磯野：第 10 条については、「指名できる」を「指名することができる」に変更、さらに、「第 3 章第 7 条」から「第 3 章第 8 条」への訂正（2ヶ所）が必要。
- ・ 小林：第 10 条の「会長推薦評議員」の決めるのはだれか？
- ・ 吉川：第 10 条で会長推薦評議員を性格付けているが、分かり難い。新評議員会の発足に際し幹事委嘱にともなう補充のためと明記してはどうか。この際小林さんの指摘のように推薦では、決定する者（又は機関）が必要になります。会長指名で評議員会（または総会）で承認（評議員会全体の承認）とすればどうか。
- ・ 飯田：細則（改案）の第 3 条の中の文言「適応」は「適用」ではないか
- ・ 小林：付則 2 の「実施日」の会則実施日の 1 日後ではないか？

選挙要綱改定案

- ・ 小林：第 11 条の「会長推薦評議員」の決めるのはだれか？評議員会か総会？
- ・ 小林：第 11 条の「評議員により選出」は「評議員会により選出」に変更した方がよい。

名誉会員選出要綱案

- 小林：資格は「ゲノム微生物学の発展に貢献した者」で、有名外国研究者などを選んで、宣伝、総会でセレモニーをした方がよい
- 磯野：資格を「ゲノム微生物学の発展に貢献した者」とする提案には反対。「日本ゲノム微生物学会の発展に貢献した者」のままで良い。
- 吉川：資格については、名誉会員を外国人に開くことは良いことだが、ゲノム微生物学会（小林さん、学界のつもりでは）に貢献では対象者が多すぎて大変でしょう。やはり、本学会の活動に招待講演などに参加してもらった人に絞るという意味で、日本ゲノム微生物学会の発展に貢献の原文が適当だと思います。
- 有田：「ゲノム微生物学の発展に貢献した者」を対象とし、「但し、資格を持つのは本学会員に限る」という形で縛るのが良くはありませんか。吉川先生のメールを拝読と「学会賞は、学問の発展に貢献した人」、「名誉会員は、学会の発展に貢献した人」という切り分けを意図しているのかなと思いました。それならそれも良いと思いました。
- 小林：推薦手続等-2の「評議員は」を「評議員会へ」に変更。
- 小林：特典-2の「推薦権」を「選挙権」に変更。